協議会だより

委員会」設置 児童クラブに関する専門 児童厚生施設及び放課後

二〇二三年一二月に閣議決定し
二〇二三年一二月に閣議決定し
た「こどもの居場所づくりに関する
た「こどもの居場所づくりに関する
見童館ガイドラインや放課後児童ク
ラブ運営指針に、今回の指針の内容
を反映する必要があると指摘された
ことを受けて、こども家庭庁こども
家庭審議会こどもの居場所部会のも
とに、「児童厚生施設及び放課後児童クラブに関する専門委員会」が設置されることになりました。委員は
つぎのとおりです(敬称略・五十音

- 構教授)

て盛り込むことを検討する」「自治

を ・大竹 智 (立正大学社会福祉学部)

童クラブ連絡協議会会長)副会長、宮城県児童館・放課後児副会長、宮城県児童館・放課後児

童保育おおみや 東小学童保育の佐藤正美(特定非営利活動法人学

育で支援課課長)会放課後児童支援員)

・藤本愛子(社会福祉法人興望館学・藤本愛子(社会福祉法人興望館学 童クラブ父母の会前会長) 二〇二三年一二月にとりまとめられた「放課後児童対策パッケージ」にも、「放課後児童対策パッケージ」が表すって、「『こども・指針」の改訂に関わって、「『こども・指針」の改訂に関わって、「『こども・指針」の改訂に関わって、の緊急対表する、放課後児童クラブ運営指針とい、児童間の性暴力への対応につい

ありました。 との記述が との記述が かいました。 これにあわせて、『放課後児童 からず運営指針』及び『地域学校協 がまりました。

ました 針」の改正素案が出され 針」の改正素案が出され

二〇二四年三月八日、第一回の「児童厚生施設及び放課後児童クラブに童厚生施設及び放課後児童クラブに関する専門委員会」が開催されました。議事は、「児童館ガイドラインた。議事は、「児童館ガイドラインた。議事は、「児童館ガイドラインで」「放課後児童クラブ運営指針の改正につ課後児童クラブ運営指針の改正について」「放課後児童クラブ運営指針の改正について」では、ブ運営指針の改正について」では、ブ運営指針の改正に向けての論点」があげられ、

ぎのとおりです。
正素案」が示されました。論点はつ
「改正のポイント」「現行の指針と改

1. 「こどもの居場所づくりに関す

る指針」を踏まえた改正

よう検討していくことが求められ

て当事者の意見を聴取し、反映する

体において、利用するこどもや子育

- 正を踏まえた改正 備及び運営に関する基準」の改 で、放課後児童健全育成事業の設
- 5. 近年の放課後児童クラブを取り 部会放課後児童対策に関する専 部会放課後児童対策に関する専
- 6.「子ども」の表記を「こども」6.「子ども」の表記を「こども」

会議では委員から、「子どもの権利については、子どもだけでなく、利については、子どもだけでなく、保育が) 『特別教室のタイムシェア』 「会議では委員から、「子どもの権意見が出されました。

改正案について報告する予定とされ 月頃までに三回開かれ、同年九月に 行われる「こどもの居場所部会」で、 この専門委員会は、二〇二四年八

「小学校の長期休業中にお する調査研究」 けるこどもの居場所に関

調査では、二〇二三年五月一日時点 の登録児童数に加えて、同年の一〇 行った放課後児童クラブの実施状況 こども家庭庁が二〇二三年度に

ことがわかりました。 この結果を、「放課後児童クラブ

調べており、約五万八〇〇〇人(速

月一日時点での実施状況もはじめて

「(略)『放課後児童対策パッケー

報値)が年度の途中で退所している

ラブの開所支援のあり方を検討す 半や夏季休業中のみの放課後児童ク は年度前半に利用ニーズが高い」と 解釈したこども家庭庁は、「年度前

て調査したことは評価できるもの

内容」は、一本調査研究は、有識者

また、「想定される事業の手法・

る」としています。五月一日時点、

○月一日時点の実施状況を継続し

る危うい点があり、注視する必要が 学童保育本来のあり方から見て、そ の、その先の議論・施策の方向性は、 の期間のみを穴埋めしようとしてい

究課題として、「小学校の長期休業 目的」にはつぎのように記されてい り、「調査研究課題を設定する背景・ 調査研究」の一次公募が行われてお 中におけるこどもの居場所に関する 子育て支援調査研究事業」の調査研 このたび、「令和六年度子ども・

とする」 把握、課題の整理を行うことを目的 ジ』においても、更なる待機児童対 組について、実施状況や先行事例の 居場所の確保に係る自治体独自の取 ることから、長期休業中のこどもの あり方を検討する旨が明記されてい みの放課後児童クラブの開所支援の 策として、年度前半や夏季休業中の

成育環境課と適宜協議すること」と び調査の進め方等は、こども家庭庁 開催することとし、構成員の人選及 や自治体職員等で構成する研究会を されており、おおむね、つぎのよう

な内容が示されています。

①全市町村を対象に、長期休業中 と今後の方向性に関する検討を 計・分析することで、実態把握 り組みに関する情報を収集・集 子どもの居場所の確保に係る取 保育以外に自治体が独自に行う の学童保育の運営状況や、学童

②学童保育を利用した経験のある 季休業前後の学童保育に対する 子どもの保護者を対象に、夏 ニーズや意見をアンケート調査

庁)では毎年、「子ども・子育て支 ③ 研究会の議論、調査票の回答内 厚生労働省(現在は、こども家庭 治体、運営法人など)を抽出し、 容から、合計一〇か所程度(自 ヒアリング調査を実施する。

> 援等推進調査研究事業」「子ども・ 後、施策化することが多いようで おり、一つのテーマについて、切り 子育て支援調査研究事業」を行って 口を変えて二、三年かけて研究した

おける意識不明事案に関する調査 研究」(株式会社 日本経済研究所 育施設等で発生した重大事故等に 和四年度)に実施した「教育・保 これまでにも、二〇二二年度

て」が発出されています。また、 ける意識不明事故の取扱いについ ける事故の報告等について』にお 務連絡 『教育・保育施設等にお 二〇二三年度(令和五年度)には

二〇二三年一二月一四日付で、事

が受託)などの結果をふまえて、

る調査研究」(みずほリサーチ&テ 行われています。 クノロジーズ株式会社が受託)が 放課後児童支援員等の人材に関す

する必要があります。 の施策化の方向性について、注視 今後、調査研究の内容やその後